



長野県報

8月20日(月)
平成19年
(2007年)
第1890号

目次

規則

建築士法施行細則の一部を改正する規則(建築管理課)..... 1

公告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(NPO活動推進課)..... 2

特定調達契約に係る落札者の決定(情報政策課)..... 2

一般競争入札(税務課)..... 3

大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出及び届出書等の縦覧(産業政策課)..... 3

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書等の縦覧(産業政策課)..... 4

国土調査法に基づく成果の認証(農地整備課)..... 4

土地改良区の定款変更の認可(農地整備課)..... 4

土地改良区役員の就退任の届出(農地整備課)..... 5

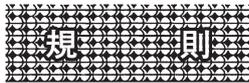
一般競争入札(住宅課)..... 5

特定調達契約に係る一般競争入札(3件)(道路管理課)..... 6

一般競争入札(27件)(道路管理課)..... 9

一般競争入札(環境政策課).....30

一般競争入札(高校教育課).....31



規則

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成19年 8月20日

長野県知事 村 井 仁

長野県規則第34号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則(昭和50年長野県規則第16号)の一部を次のように改正する。

第6条第3項を削り、同条第2項中「死亡し、又は失そう宣告」を「失踪(そう)の宣告」に、「死亡又は失そう」を「失踪」に改め、「免許証及び」を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項中「免許」を「法第9条第1項第1号の規定による免許」に改め、同項を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

法第8条の2各号に定める者は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める書類を添えて、知事に届け出なければならない。

- (1) 建築士が死亡したとき 戸籍抄本
- (2) 建築士が法第7条第2号に該当するに至ったとき 登記事項証明書
- (3) 建築士が法第7条第3号又は第4号に該当するに至ったとき 免許証

第6条第4項中「第9条前段」を「第9条第1項(第1号及び第

2号を除き、第3号にあつては法第8条の2第3号に掲げる場合に該当する場合に限る。)に、「よつて」を「より」に改める。

第17条中「第23条の6」を「第23条の7」に改める。

第18条の見出し中「登録簿」を「登録簿等」に改め、同条第1項中「第23条の8」を「第23条の9」に、「登録簿」を「登録簿等」に改め、同条第2項から第4項まで中「登録簿」を「登録簿等」に改める。

様式第1号中 「長野県収入証紙欄」を

「長野県収入証紙欄(消印しないこと)」に、

- 1 後見開始又は保佐開始の審判(禁治産又は準禁治産の宣告もこれに該当するとみなされます。)を受けていますか。 いる いない
- 2 一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。 ある ない
取り消されたことがあるときは、その年月日
- 3 禁錮以上の刑に処せられ、又は建築に関し罪を犯し罰金以上の刑に処せられたことがありますか。
ある ない
あるときは、その罪及び刑.....

を

1 後見開始又は保佐開始の審判 (禁治産又は準禁治産の宣告もこれに該当するとみなされます。)を受けていますか。 いる いない

2 禁錮以上の刑に処せられたことがありますか。 ある ない
あるときは、その罪及び刑……

あるときは、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日 年 月 日

3 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯し罰金の刑に処せられたことがありますか。 ある ない
あるときは、その罪及び刑……

あるときは、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日 年 月 日

4 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。 ある ない

あるときは、その日 年 月 日

5 建築士法第10条第1項の規定による業務の停止の処分を受け、その停止の期間中に建築士法第9条第1項第1号の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。 ある ない

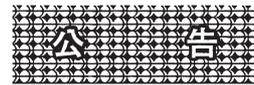
業務の停止の処分を受けたことあるときは、その停止の期間 年 月 日から 年 月 日まで

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

建築管理課



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成19年 8月20日

長野県知事 村 井 仁

- 1 申請のあった年月日
平成19年 8月 9日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人里山塾
- 3 代表者の氏名
田 中 東 生
- 4 主たる事務所の所在地
北安曇郡白馬村神城25375番地
- 5 定款に記載された目的
この法人は、ユニバーサルデザインによる地域づくりに関する事業を行い、よって地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

NPO活動推進課

公告

次のとおり落札者を決定しました。

平成19年 8月20日

長野県知事 村 井 仁

- 1 落札に係る特定役務の名称
インターネット接続サービス及びハウジングサービス運用業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
(1) 名 称 長野県企画局情報政策課
(2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692-2
- 3 落札を決定した日
平成19年 7月31日
- 4 落札者の名称及び所在地
(1) 名 称 富士通株式会社長野支社
(2) 所在地 長野市岡田町215番1号
- 5 落札金額
(1) 1月当たりの委託料 1,807,827円
(2) 設定費用 4,933,950円
- 6 契約の相手方を決定した手続き
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成19年 6月21日

情報政策課